

競争入札参加資格者指名停止事務処理要領

(趣旨)

第1 市が発注する工事又は製造の請負、物件の購入その他の契約に係る指名競争入札に参加する資格を有する者(以下「資格者」という。)の指名停止の事務処理については法令等に別段の定めがあるものを除くほか、この要領に定めるところによるものとする。

(指名停止)

第2 市長は、資格者が別表第1、別表第2又は別表第3の各号に掲げる停止要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該資格者について指名停止を行うものとする。

2 市長が指名停止を行ったときは、指名競争入札の参加者の指名を行うに際し、当該指名停止に係る資格者を指名してはならない。当該指名停止に係る資格者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第3 市長は、第2第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき資格者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

2 市長は、第2第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の資格者である構成員(明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。)について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

3 市長は、第2第1項又は前2項の規定による指名停止に係る資格者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

第4 資格者が1の事案により別表各号の停止要件の2以上に該当したときは、当該停止要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 資格者が次のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表第2又は別表第3各号に定める短期の2倍(当初の指名停止の期間が1ヵ月に満たないときは、1.5倍)の期間とする。

(1) 別表第2又は別表第3において第1号から第19号(別表第3においては、第1号から第17号まで。以下この号において同じ。)までの停止要件に係る指名停止の期間の満了後1ヵ年を経過するまでの間(指名停止の期間中を含む。)に、それぞれ同表の第1号から第19号までの停止要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第2又は別表第3において第9号から第15号までの停止要件に係る指名停止の期間の満了後3ヵ年を経過するまでの間に、それぞれ同表の第9号から第15号までの停止要件に該当することとなったとき(前号に掲げる場合を除く。)

3 市長は、資格者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

4 市長は、資格者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表第2及び別表第3各号並びに第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。

5 市長は、指名停止の期間中の資格者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

6 市長は、指名停止の期間中の資格者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めるときは、当該資格者について指名停止を解除するものとする。

(随意契約の相手方等の制限)

第5 契約担当者等(留萌市契約規則(昭和40年規則第29号)第2条第3号に規定する契約担当者並びに同条第4号に規定する市長の委任を受けた者(以下「契約担当者等」という。))は、指名停止の期間中の資格者を随意契約の相手方又は一般競争入札の参加者としてはならない。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ市長の承認を受けたときはこの限りではない。

(下請等の禁止)

第6 契約担当者等又は工事を担当する部長等（留萌市事務決裁規程（平成16年訓令第3号）別表第2 6の表第1項に規定する者）は、指名停止の期間中の資格者が本市発注工事の全部若しくは一部を下請し、若しくは受託し、又は委託業務の完成保証人となることを承認してはならない。

（指名停止等の通知）

第7 市長は、第2第1項又は第3各項の規定による指名停止、第4第5項の規定による指名停止の期間変更又は第4第6項の規定による指名停止の解除（以下「指名停止等」という。）を行ったときは、指名停止通知書（様式第1その1）又は指名停止期間の変更・解除通知書（様式第1その2）により当該資格者に通知するものとする。ただし、通知する必要がないと認められる相当な理由があるときは、通知を省略することができる。

2 契約担当者等は、前項の通知に併せ、指名停止（指名停止の期間変更・解除）資格者名通知書（様式第2）より関係する部長等に通知するものとする。

3 市長は、第8の審議の結果、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、契約担当者をして書面又は口頭で警告又は注意喚起を行うことができる。

（工事等の請負に係る指名選考委員会の審議）

第8 市長は、工事及びに工事に係る設計、測量調査の委託等（以下「工事等」という。）に係る指名停止等を行うときは、事前に建設工事請負入札資格業者審査会規程（昭和59年訓令第2号）。以下「審査会規程」という。）第10条の規定による工事請負入札参加者指名選考委員会（以下「指名選考委員会」という。）に、当該指名停止等（第4第1項から第4項までの指名停止の期間の特例を含む。）について審議させるものとする。ただし、指名選考委員会の審議を要しないと認められるときはこの限りではない。

2 審査会規程第15条第2項の規定による指名停止基準は、別表第1又は別表第2とする。

（工事等の請負に係る報告）

第9 指名選考委員会の委員長は、審議の結果指名停止等に該当するときは、入札参加指名停止（指名停止の期間変更・解除）内申書（様式第3）によりを市長に報告しなければならない。

（工事等の請負に係る指名選考委員会までの特例）

第10 契約担当者等は、第9第1項の規定による指名停止の審議の前において、別表第1又は別表第2の停止要件に該当することとなる資格者を指名競争入札に参加させないこととする必要がある場合は、指名選考委員会の委員長と協議し、その旨を決定することができるものとする。ただし、指名選考委員会の委員長が不在のときは、協議を要しないものとする。

2 指名選考委員会は、前項の規定が適用されたときは、前項の決定をした日にさかのぼり指名停止の期間を定めるものとする。

（工事等の請負に係る会議の特例）

第11 指名選考委員会の委員長は、会議の開催を必要としないと認めるときは、回議をもって会議に代えることができるものとする。

附 則

1 この要領は、平成14年11月1日から施行する。

2 指名停止基準（昭和61年12月30日市長決裁。以下「旧基準」という。）は廃止する。

3 この要領の施行前において旧基準により指名停止を受けた者については、当該指名停止の期間が経過することとなる日までの間は、なお従前の例による。

4 旧基準に該当した者で、この要領の施行の日までにその措置の決定をしていない者については、なお従前の例による。

附 則

1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。